

4-2 審議会等委員への女性の登用方策（都道府県・政令指定都市）

都道府県 政令都市	女性人材 名簿	名簿掲載 人数		人材育成 事業の実施	委員の 公募	その他の方策
		公表・ 非公表				
北海道	○	非公表	403		○	「女性の政策・方針決定参画促進要綱」に基づく事前協議の実施
青森県	○	公表	256	○	○	
岩手県	○	非公表		○	○	
宮城県	○	公表	156		○	
秋田県	○	公表	106		○	委員単位での女性委員への変更可能性の調査・検討、審議会単位での最終目標年度までの年度毎女性委員数目標の設定
山形県	○	非公表	556		○	
福島県	○	非公表	236		○	審議会への女性の登用促進要綱を定め、各審議会の委員を選任する場合には、女性委員の登用について、生活環境部長に事前協議を行うこととしている。
茨城県	○	非公表	232		○	
栃木県	○	非公表	381	○	○	
群馬県	○	非公表	219	○	○	
埼玉県	○	非公表		○	○	
千葉県	○	非公表	370		○	審議会等への女性登用促進要綱に基づく事前協議の徹底
東京都				○	○	東京都男女平等参画基本条例にて「男女いずれの性も40%以上となるよう努めなければならない」と規定(クオータ制)
神奈川県				○	○	審議会等の委員への男女共同参画推進のための事前協議の実施
新潟県	○	非公表	926		○	審議会等委員への女性登用推進要綱に基づく事前協議の実施
富山県				○	○	審議会等の設置及び運営に関する要綱に基づく事前協議の実施
石川県	○	非公表	367		○	審議会等女性委員登用促進要綱に基づく事前協議の実施
福井県	○	非公表		○	○	
山梨県	○	公表	55		○	
長野県					○	委員の選任に当たり、男女共同参画担当課と審議会等の所管課が女性登用に向けた事前協議を実施。
岐阜県	○	非公表			○	
静岡県	○	公表	457	○	○	
愛知県				○	○	
三重県	○	非公表	203	○	○	附属機関における女性委員の割合が委員総数の40%未満となる場合は、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づく事前協議を実施。
滋賀県	○	非公表	140	○	○	
京都府				○	○	有識者会議等への女性委員の登用推進要綱に基づく事前協議の実施
大阪府	○	非公表	686			
兵庫県	○	非公表	383		○	「審議会等の委員への登用促進要綱」に基づく事前協議の実施
奈良県	○	公表	48	○	○	
和歌山県	○	非公表	306		○	「和歌山県審議会等への女性の参画促進要綱」に基づく事前協議の実施
鳥取県	○	公表	50	○	○	
島根県	○	非公表	350		○	
岡山県				○	○	
広島県						審議会等所管課との個別協議の実施
山口県					○	
徳島県	○	非公表	332	○	○	
香川県	○	非公表	1,947		○	目標を設定していない審議会等についての事前協議の実施
愛媛県	○	非公表	206	○	○	目標を達成していない審議会等について、事前協議を実施している。
高知県	作成予定有					
福岡県				○	○	審議会委員への女性の登用推進実施要領にて登用推進員設置を明記
佐賀県					○	
長崎県					○	
熊本県	○	公表	163		○	
大分県	○	公表	290		○	
宮崎県	○	非公表	236		○	
鹿児島県					○	女性委員登用促進要領
沖縄県	○	公表	63		○	改正予定審議会等委員登用にかかる事前調整を実施
計	33			20	43	20
割合(%)	(70.2)			(42.6)	(91.5)	
札幌市	○	非公表	700		○	
仙台市				○	○	審議会等の新規設置時及び改選後の女性委員登用率が40%を下回る改選時に、所管課と男女共同参画課で事前協を実施
さいたま市	○	公表	95		○	審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱に基づく事前協議の実施
千葉市					○	「附属機関への女性委員の登用促進要綱」に基づく事前協議の実施
横浜市						横浜版クオータ制における行動計画書及び女性委員割合減少に伴う理由書の作成
川崎市					○	事前協議の実施
相模原市	○	非公表	10	○	○	審議会等所管課との、委員選任時における事前協議の実施
新潟市	○	非公表	60		○	
静岡市	○	公表	234	○	○	
浜松市	○	非公表	64	○	○	附属機関委員選任に係る事前協議の実施
名古屋市					○	
京都市	○	非公表	726		○	委員選任に係る事前協議の実施
大阪市						
堺市					○	審議会等の新規設置時及び改選時の女性委員比率が40%～60%を満たさないことが予想される審議会等における事前協議の実施
神戸市						
岡山市				○	○	委員選任の決裁は、女性が輝くまちづくり推進課長を合議先とする。条例に基づき、男女いずれか一方が4割に満たない場合は、男女共同参画専門委員会でやむを得ない事情かどうか審査を経なければならない。
広島市					○	委員の選任に係る事前協議の実施
福岡市					○	「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく事前協議の実施
北九州市					○	
熊本市	○	非公表	215		○	
計	8			5	17	12
割合(%)	(40.0)			(25.0)	(85.0)	
合計	41			25	60	32
割合(%)	(61.2)			(37.3)	(89.6)	